

平成22年度の 市・県民税の変更点

変更点1 65歳未満で給与所得があるかたは
給与から特別徴収されます

平成20年度の税制改正により、平成21年度は、65歳未満(4月1日現在)で給与所得があるかたは、公的年金等にかかる所得割額を給与所得にかかる税額に加算して給与から引き落とし(特別徴収)することが出来ませんでした。このため、対象となるかたには納付書または口座振替(普通徴収)で納めてもらわなければならず、ご不便をお掛けしていました。

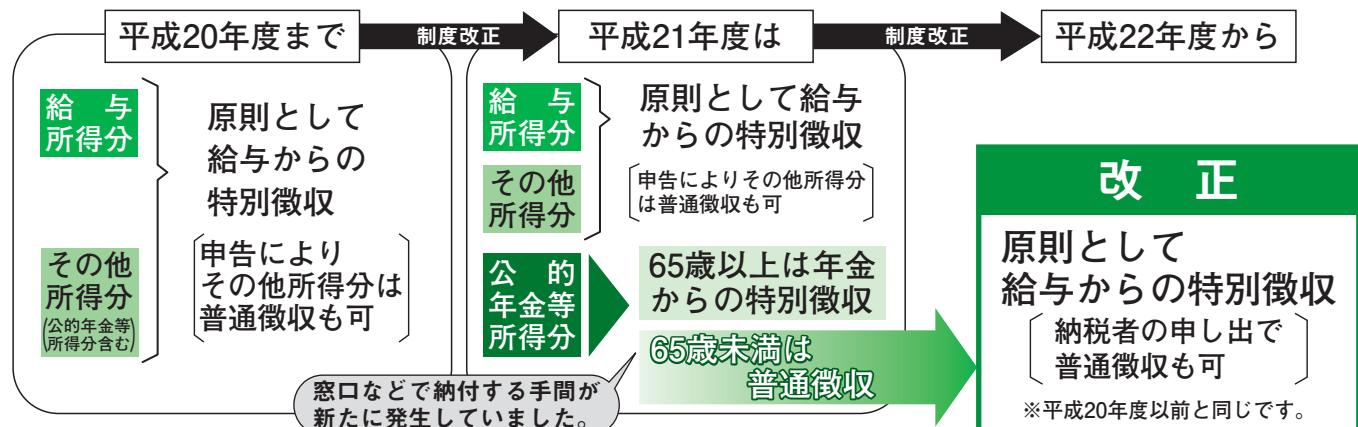
平成22年度の税制改正では、この納付方法が見直され、65歳未満のかたの公的年金等にかかる所得割額も、給与所得にかかる税額に加算して特別徴収することが出来るようになりました。

この納付方法は、平成20年度以前と同じで、金融機関の窓口などで納付する手間が省けます。

なお、本人の申し出があれば、昨年と同じく普通徴収で納付することも出来ます。普通徴収を希望されるかたは、税務課市民税係までご連絡ください。

※給与所得が無いかたは、これまで同様これまでどおり年金から特別徴収となります。特別徴収されているかたは、納付方法を変更することは出来ません。

65歳未満で、給与所得があるかたの公的年金等所得分の徴収方法



変更点2 住宅ローン控除の対象者が拡大されました

これまで、平成11年から18年までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けていたかたには、所得税から控除しきれなかった金額がある場合、市・県民税からも控除出来る制度が適用されていました。

今回の改正では、平成21年から25年までに入居したかたにも同様に適用されることになりました。

さらにこの新制度では、昨年まで必要だった「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が、原則不要となりました。

勤務先から市へ提出される給与支払報告書や、税務署から回送される確定申告書に住宅借入金等特別控除可能額などを正しく記載していれば、他に手続きの必要はありません。

なお、確定申告書の提出が遅れる(市・県民税の納税通知書が送付されるときを過ぎると)、適用を受けることが出来ません。

※次のかたは対象となりません。

- ・平成19年から20年までに入居したかた
- ・平成22年度市・県民税が均等割のみ課税または非課税のかた
- ・特定増改築など(バリアフリー・省エネ改修)のための住宅ローンなど

変更点3 金融・証券税制が見直されました

①上場株式等の配当等・譲渡益の軽減税率延長(平成24年度市・県民税まで)
上場株式等の配当等及び譲渡益にかかる税率(特例)の軽減が延長され、平成

21年1月1日から23年12月31日までは、
軽減税率10%(市・県民税3%、所得税7%)が適用されることになりました。

ただし、平成24年1月1日以降は、本則税率の20%(市・県民税5%、所得税15%)に戻ります。

	総合課税	申告分離課税
配当控除	適用出来る	適用出来ない
上場株式等の譲渡損失との損益通算	出来ない	出来る
市・県民税の税率	10%	3%

※上場株式等の配当所得は、申告をすると「合計所得金額」に算入されます。合計所得金額は、扶養控除等の判定基準や国民健康保険税などの算定に関わってきますので、申告する際はご注意ください。

②上場株式等にかかる損益通算の特例
平成21年1月1日以降に上場株式等の配当等を受けるかたは、確定申告の際に、課税方法を総合課税か申告分離課税のいずれかを選択出来るようになります。

「申告分離課税」を選択した場合には、配当控除は適用出来ませんが、上場株式等にかかる譲渡損失があるとき、またはその前年より過去3年以内の各年に生じた上場株式等にかかる譲渡損失(前年以前に控除したものと除く)があるときは、その金額と配当所得との間で損益通算を行うことが出来ます。